熊本県公報

号外第３５号
平成23年11月30日（水）
（毎週　火・金発行）

目　次

規　　則
○熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則･･･（人事課）　1
登　載　依　頼
○熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則･･･（人事委員会）　2
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則･･･（　〃　）　3
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則･･･（　〃　）　3
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則･･･（　〃　）　4

規　　則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成２３年１１月３０日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県規則第３６号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

第１条　熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和３２年熊本県規則第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
	1	129,200	63	227,000	125	314,300
	2	130,200	64	228,600	126	315,700
	3	131,200	65	230,300	127	317,100
	4	132,300	66	231,800	128	318,600
	5	133,100	67	233,300	129	320,200
	6	134,100	68	234,800	130	321,700
	7	135,100	69	236,200	131	323,200
	8	136,100	70	237,600	132	324,700
	9	137,200	71	239,000	133	326,300
	10	138,400	72	240,400	134	327,600
	11	139,600	73	241,700	135	328,900
	12	140,800	74	243,100	136	330,100
	13	141,900	75	244,500	137	331,200
	14	143,100	76	245,900	138	332,300
	15	144,300	77	247,300	139	333,400
	16	145,500	78	248,700	140	334,600
	17	146,700	79	250,100	141	335,800
	18	148,200	80	251,500	142	337,000
	19	149,700	81	252,700	143	338,200
	20	151,200	82	254,000	144	339,400
	21	152,600	83	255,300	145	340,500

再任用職員以外の職員	22	154,100	84	256,600	146	341,700
	23	155,600	85	257,700	147	342,900
	24	157,100	86	259,000	148	344,100
	25	158,600	87	260,300	149	345,100
	26	160,400	88	261,600	150	346,200
	27	162,200	89	262,700	151	347,300
	28	164,000	90	263,900	152	348,400
	29	165,800	91	265,100	153	349,500
	30	167,500	92	266,200	154	350,500
	31	169,200	93	267,400	155	351,500
	32	170,900	94	268,600	156	352,500
	33	178,500	95	269,800	157	353,400
	34	180,000	96	271,000	158	354,300
	35	181,500	97	272,000	159	355,200
	36	183,000	98	273,100	160	356,100
	37	184,500	99	274,200	161	356,900
	38	185,700	100	275,300	162	357,800
	39	187,000	101	276,400	163	358,700
	40	188,300	102	277,500	164	359,600
	41	189,700	103	278,600	165	360,400
	42	190,800	104	279,700	166	361,300
	43	192,000	105	280,800	167	362,200
	44	193,200	106	281,900	168	363,100
	45	194,400	107	283,000	169	363,700
	46	195,600	108	284,100	170	364,300
	47	196,700	109	285,000	171	364,900
	48	197,800	110	286,100	172	365,500
	49	200,100	111	287,200	173	365,900
	50	201,600	112	288,300	174	366,400
	51	203,100	113	289,000	175	366,900
	52	204,600	114	289,900	176	367,400
	53	206,100	115	290,800	177	367,900
	54	207,700	116	291,800	178	368,400
	55	209,300	117	292,700	179	368,900
	56	210,900	118	293,700	180	369,400
	57	212,300	119	294,700	181	369,900
	58	214,000	120	295,700	182	370,400
	59	215,700	121	296,500	183	370,900
	60	217,400	122	297,400	184	371,400
	61	223,800	123	298,300	185	371,900
	62	225,400	124	299,200		
再任用職　員	228,600					

（熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成１８年熊本県規則第３４号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「１００分の９９．５３」を「１００分の９９．０４」に、「１００分の９９．８３」を「１００分の９９．３４」に改める。

附　則

１　この規則は、平成２３年１２月１日から施行する。

２　この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和２６年熊本県条例第２号）の適用を受ける職員の例による。

登載依頼

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２３年１１月３０日

熊本県人事委員会委員長　北　川　正

熊本県人事委員会規則第２２号

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則（昭和３２年熊本県人事委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第２アの表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改める。

附　則

この規則は、平成２３年１２月１日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２３年１１月３０日

熊本県人事委員会委員長　北　川　正

熊本県人事委員会規則第２３号

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成１８年熊本県人事委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号、第２号、第３号及び第４号並びに第５条第１項中「１００分の９９．５３」を「１００分の９９．０４」に、「１００分の９９．８３」を「１００分の９９．３４」に改める。

附　則

この規則は、平成２３年１２月１日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２３年１１月３０日

熊本県人事委員会委員長　北　川　正

熊本県人事委員会規則第２４号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和４６年熊本県人事委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項に次の１号を加える。

(6)　前項各号に定める日が平成２３年４月１日から同年１１月３０日までの間にある職員（医療職給料表(1)又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第２項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２３年熊本県条例第４８号。以下この項において「平成２３年改正条例」という。）の施行の日における平成２３年改正条例第１条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定、平成２３年改正条例第２条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定、平成２３年改正条例第６条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年熊本県条例第８号）附則第７項から第９項までの規定及び平成２３年改正条例第７条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年熊本県条例第４２号）附則第６項から第８項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第２条第４項中「又は第５号」を「、第５号又は第６号」に改める。

第４条第３項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、同号の次に次の１号を加える。

(3)　一般職員給与条例第１１条の３第１項及び県立学校給与条例第１４条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成２３年４月１日から同年１１月３０日までの間にある職員（医療職給料表(1)又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第２項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２３年熊本県条例第４８号。以下この項において「平成２３年改正条例」という。）の施行の日における平成２３年改正条例第１条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定、平成２３年改正条例第２条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定、平成２３年改正条例第６条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年熊本県条例第８号）附則第７項から第９項までの規定及び平成２３年改正条例第７条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年熊本県条例第４２号）附則第６項から第８項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに一般職員給与条例第１１条の３第１項及び県立学校給与条例第１４条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

第４条第４項第１号中「前項」の次に「第１号、」を加え、同項第２号中「（前項第１号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「前項」の次に「第１号、」を加え、同項第３号中「前項」の次に「第１号、」を加える。

附　則

この規則は、平成２３年１２月１日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２３年１１月３０日

熊本県人事委員会委員長　北　川　正

熊本県人事委員会規則第２５号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和３８年熊本県人事委員会規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「第１１条第２項第２号において同じ。）をしている職員」を、「この号及び第１１条第２項第２号において同じ。）をしている職員（基準日以前６箇月の期間における育児休業法第２条の規定による育児休業の承認期間が１箇月以下である職員（基準日以前６箇月の期間を超えて引き続き１箇月を超える育児休業をしている職員を除く。）を除く。）」に改める。

附　則

この規則は、平成２３年１２月１日から施行する。